第1回府中市中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書採択地区選定委員会 議事録

日 時 令和2年6月2日(火)18:30~19:30

場所府中市教育センター第一・第二会議室

出席者 小川美樹委員、小寺和宏委員、行廣隆宣委員、木谷淳委員、 小野哲生委員、眞田恭行委員、髙石元子委員、伊藤弘委員

開会

事務局: それでは、ただ今より「第1回 府中市中学校及び義務教育学校後期課程教科 用図書採択地区選定委員会」を開催いたします。

はじめに、選定委員のみなさまの紹介を、事務局からさせていただきます。

府中市教科用図書採択地区の採択事務実施要綱第4条第2項1号に基づきまして、令和3年度中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書に係る選定委員を、中学校・義務教育学校の校長・教頭から、「第一中学校校長 小川美樹様」、「上下中学校校長 小寺和宏様」、「府中明郷学園教頭 行廣隆宣様」、「府中学園教頭 木谷 淳様」。同条2号に基づきまして、保護者代表から「府中市PTA連合会会長 小野哲生様」。

小野委員:お願いします。

事務局:府中市PTA連合会 眞田恭行様。

眞田委員:よろしくお願いいたします。

事務局:同条3号に基づきまして、学識経験者として、「元府中中学校校長 髙石元 子様」。

髙石委員:よろしくお願いいたします。

事務局:府中市教育委員会学校教育課指導係主查 伊藤弘。

伊藤委員:よろしくお願いいたします。

事務局:以上8名でございます。委嘱状につきましては、机上に置かせていただいて おりますので、ご確認ください。

事務局:「府中市教科用図書採択地区の採択事務実施要綱」第6条の2項に基づきまして本会議は委員の過半数以上の出席となりましたので会は成立とし、進めさせていただきます。

申し遅れましたが、本委員会の事務局といたしまして、学校教育課主幹大川。

大川主幹:よろしくお願いいたします。

事務局:学事係河相。

河相主事:よろしくお願いいたします。

事務局:指導係の梅田。

梅田主査:よろしくお願いいたします。

事務局:そして、私、武田です。よろしくお願いいたします。

ここで、府中市教育委員会を代表いたしまして 教育長の平谷昭彦がごあいさつ申し上げます。

教育長あいさつ:

皆さま、こんばんは。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。選定委員を快く お引き受けいただきましたことに、重ねてお礼申し上げます。

さて、このたび、皆様方にお願いする教科用図書の選定は、令和3年度から、来年度から、中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書に係るものでございます。特に、今回の採択につきましては、およそ10年ごとに行われております、学習指導要領の改訂によるものです。この内容が令和3年度から中学校で全面実施になるということで、今後の国の方針を踏まえた節目となる教科書になると捉えております。

この教科用図書につきましては、法にもとづき、最終的には、府中市教育委員会で採択が決定されることとなっておりますが、採択にあたっては、それぞれの教科用図書を 十分に調査する必要がございます。

選定委員の皆様には、調査員が別に調査・研究した結果の報告を受け、教育委員会からの諮問に対する答申をお願いすることとなります。本日この後、諮問をさせていただきますが、その答申スケジュールは7月末、このように考えております。2ヶ月弱という期間です。

さて、学習指導要領の解説「総則編」によれば、子供たちが学習内容を人生や社会の 在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力、これを身に 付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、我が国の 優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に 向けた授業改善を推進することが求められております。

広島県の教科書採択基本方針にも、このことが反映されておりまして、例えば、調査

研究の観点も、主体的に学習に取り組む工夫という、こういう文言が採用されております。このことに鑑みまして、府中市の教科書採択に当たりましても、国や県の方向に合致するように改めているところでございます。

また、教科用図書につきましては、適正かつ公正な採択を確保するということから、調査・研究、選定、そして採択が終了し、広島県教育委員会に報告するまでは、関係者の氏名はもとより、審議の過程等につきましても、途中段階で公表することはございません。ただ、採択が終了した後には、そういったものも公表するという方向で、現在は進めております。この点につきましても、途中段階では公表しないということでございますので、採択が終了するのがだいたい8月中旬ごろになろうかと思いますが、選定委員の皆さまにおかれまして、そういった部分も十分にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、このあと、担当の者がご説明をいたしますが、府中市におきましては、県の示した方針に沿って進めていくことを基本とし、また、採択に係る情報公開についても、県の示した方針にしたがって実施していくこととしております。

委員の皆さまには、以上の点を十分ご理解いただき、選定委員としてお力をお貸しく ださいますようお願い申し上げます。それではこの度はどうぞよろしくお願いいたしま す。

事務局:

それでは、本日の協議に入ります前に、本日の資料3の2枚目をご覧ください。府中 市教科用図書採択地区の採択事務実施要綱です。こちらの、第5条1項及び2項の規定 をご確認ください。

府中市教科用図書採択地区の採択事務実施要綱 第5条1項及び2項の規定により、 この会の会長並びに副会長を互選していただきたいと思います。

どなたか、ご推薦はありませんか。

行廣委員:はい。

事務局:行廣委員お願いします。

行廣委員:会長に小川委員、副会長は小寺委員を推薦します。

事務局: 只今、行廣委員から、会長を小川委員、副会長を小寺委員というご推薦があ

りましたが、いかがでしょうか。

全委員:意義ありません。

事務局: 賛成の声が多数ありましたので、会長は小川委員、副会長は小寺委員にお願

いしてよろしいですか。

全委員:はい。

事務局:

それでは小川委員が「府中市中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書採択地区 選定委員会」の会長に、小寺委員が副会長に決定しました。

ここで、府中市教育委員会教育長 平谷昭彦が、小川会長に諮問をさせていただきます。小川会長は、前に出てきてください。

教育長:(諮問文読み上げ)

令和3年度中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書に係る府中市教 科用図書採択地区における教科用図書の選定について、諮問。

このことについて、府中市教科用図書採択地区の採択事務実施要綱第3条第1項により、貴会の意見を求めます。

諮問内容、令和3年度中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の選定にあたり、各教科書の特徴について。

以上です。よろしくお願いします。

事務職:教育長につきましては、ここで退席させていただきます。

教育長:よろしくお願いいたします。

(教育長退席)

(委員の席の移動)

事務局:

それでは、ここからは、府中市教科用図書採択地区の採択事務実施要綱第6条の規定により、小川会長に議長になっていただきます。それではよろしくお願いいたします。

小川会長:

はい。会長に推薦をいただきまして、させていただくことになりました第一中学校 校長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、教育長の方から諮問をいただき、この選定委員会では、来年度から中学校及び義 務教育学校後期課程で使用する教科用図書の選定にあたって、各教科の特徴について、 この委員会でしっかり協議、議論深めていきたいと考えております。忌憚のないご意見 等をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから、中学校及び義務教育学校後期課程用教科用図書採択について、事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局:失礼します。内容の確認に入ります前に資料の説明をさせていただきます。 本会議のレジュメ、1枚目。

- 資料1-1 広島県教育委員会における「令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科 用図書の採択基本方針」
- 資料1-2「教科書制度の概要」
- 資料1-3「府中市教科用図書採択系統図」
- 資料1-4「府中市の教科書採択の流れ」
- 資料1-5「教科用図書採択関係法令の抜粋」
- 資料1-6「中学校用教科書目録」

資料2は、府中市の「令和3年度中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択に係る府中市教育委員会における採択基本方針について」

資料3は、府中市教科用図書採択地区の採択事務実施要綱

資料4は、広島県の選定資料、資料5は府中市の「令和2年度中学校及び義務教育学校 後期課程で使用する教科用図書の調査研究の観点」についてです。

資料4については、今年度版が県から届いておりませんので、資料4及び資料5につきましては、昨年度のものを用意させていただきました。過不足等ございませんか。

それでは、早速ではございますが、レジュメの①~③までを説明させていただきます。 まずは、①教科書採択の全体像についてです。

それでは、資料1-2「教科書制度の概要」をお出しください。こちらの、11ページの教科書採択の仕組みです。資料1-6「教科書目録」、こちらが、検定を経た教科書が発行者から文部科学大臣に届けられ、届出のあった書目を一覧にしたものがです。この教科書目録は、各都道府県教育委員会を経て採択地区である市町の教育委員会に送られてきます。教科書は、この目録に登録されていなければ採択はされません。

合わせて、発行者は採択の参考にするため、発行する教科書の見本本を各都道府県教育委員会や市町教育委員会等へ送付してきます。調査員はこの見本本を基にそれぞれの教科書の特徴を調査・研究します。

本選定委員会はその調査・研究を基に答申を作成していただきます。

それでは、資料番号1-5をお開きください。こちらは、教科書採択に係る様々な法

律が示されています。それでは、3ページの下にあります下線に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」があります。これについてて、5ページを開けて下さい。5ページの上の方に、第15条1項に、教科用図書を採択される期間は4年とするとあります。

教科書採択は、平成13年度の採択から府中市が一つの採択地区となっております。 その際、1ページにあります3つ目の下線部「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置 に関する法律」の第13条第1項に基づき、今年度は、種目ごとに一種の教科用図書を 採択することになります。

ここでいう種目とは、教科用図書の教科ごとに分類された単位で、中学校の場合、教科等は11ですが、国語には、国語と書写があり、社会には地理的分野、歴史的分野、公民的分野と地図があり、音楽には一般と器楽演奏があり、特別の教科道徳を加えると種目数としては16ということになります。

また、先ほどと同じ法律(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律)の4ページ 第10条により、府中市は、広島県教育委員会の指導のもとに採択を行うことになります。資料1-1をお出しください。こちらが今年度示された広島県教育委員会の採択基本方針となります。

この広島県教育委員会の採択基本方針に基づいて、資料2「令和3年度中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択に係る府中市教育委員会における採択基本方針について」を制定し、この基本方針に基づいて採択を進めます。

では、次に、資料2「府中市教育委員会における採択基本方針について」説明させていただきます。

縦1の採択の基本方針です。

(1) 採択の基本として、教科用図書は、学習指導要領に則り、教科の主たる教材として使用されますので重要なものであるとの認識のもと、府中市の生徒に最も適切な教科用図書を採択することになります。

また、採択にあたっては、次の5つの観点に基づいて、教科用図書の十分な調査研究 を行うこととします。

アの部分を読ませていただきます。

ア 中学校及び義務教育学校後期課程用教科用図書について

- ① 基礎・基本の定着
- ② 主体的に学習に取組む工夫
- ③ 内容の構成・配列・分量
- ④ 内容の表現・表記
- ⑤ 言語活動の充実 この5つの観点です。

- (2) です。採択の権限は、府中市教育委員会です。
- (3)です。適性かつ公正な採択の確保についてですが、選定委員及び調査員は、採択結果の公開まで非公開となります。関係する事務の一切は、採択終了まで非公開となります。あらゆる情報が漏れることのないようにご配慮ください。特に教科書会社による訪問等には配慮してください。採択期間中に、絶対に選定委員であることが漏れることがないよう、お願いいたします。
 - (4) です。採択結果及び採択理由は、採択後公開することとなります。

資料1-5(3ページ)「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条、5ページ1番上を見て下さい。教科用図書の採択は8月31日までに行うこととなっています。これにより採択結果及び採択理由の公開は9月1日以降となります。

つづいて、資料2の2枚目、縦2の「方法、組織及び手続き」です。(1)のアについては先ほどお話したことに重なりますのでくりかえしませんが、2(1)のイの(イ)、選定委員会においては、府中市教育委員会からの諮問に基づき、調査員に教科用図書を調査研究する観点を示します。今年度は、中学校及び義務教育学校後期課程の教科用図書について審議を行い、その結果に理由を付し、府中市教育委員会に答申します。

調査員は選定委員から示された観点に基づき、すべての教科用図書について調査研究を行い、報告することとなります。ただしここでは、特定の教科用図書に絞ることはしません。なお今年度の調査研究は、尾道市・世羅町・神石高原町と合同で行います。

縦2(2)学校教育法附則第9条の規定による教科用図書についてです。

特別支援学級は特別の教育課程を編成することができるので、そこにあるような採択となります。

なお、特別支援学級の児童生徒の教科用図書の採択は、毎年行われます。

その具体的な流れは、各学校で教科用図書選定会議を設置し、児童生徒の実態に適合した教科用図書を選定し、理由書と共に提出していただきます。そして、府中市教育委員会会議で採択するというものです。

では、次に資料3をお出しください。「府中市教科用図書採択地区の採択事務実施要綱」です。この要綱は、先ほど説明いたしました、府中市の採択基本方針に基づいて、 採択事務を速やかに進めるために制定したものです。

特に、皆様には、選定委員会の役割について見ていただきたいと思います。それでは、 第3条、第4条を読みあげます。第3条 選定委員会は、教科用図書の専門的な調査研 究を基に幅広い視野からの意見を取り入れ、すべての教科用図書について特徴を明確に した資料を作成する。 2 選定委員会は前項の資料を作成するために、府中市教育委員会が定めた採択方針に基づき教科用図書を調査研究する観点を定め、その観点を調査員に示す。

第4条 選定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、府中市教育委員会教育長が委嘱する。
- (1) 府中市教育委員会が設置する中学校及び義務教育学校後期課程(以下「関係学校」という。)の校長及び教頭。1号議員です。
 - (2) 関係学校に在籍する、又は過去に在籍した児童の保護者代表。2号議員です。
- (3) 学校教育に専門的知識を有する府中市教育委員会事務局職員及び関係学校の教育に係る学識経験を有する者。3号議員です。
- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員会の委員となることができない。

レジュメ①~③については以上です。

小川会長:

はい。ただいまレジュメ①~③について、資料を元に説明がありましたが、説明についてご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、続いて教科用図書見本についてです。

事務局:

うしろに見本本がありますので、時間を取りますので、手に取ってご覧ください。

小川会長: それでは、後ろにご移動いただいて、見本本を見て下さい。

教科用図書見本の閲覧(19:00~19:10)

小川会長:それでは再開してよろしいでしょうか。

委員:はい。

小川会長:

中学校及び義務教育学校後期課程用教科用図書の調査研究の観点についてですが、これについて協議を行っていきますが、先ほど、採択事務実施要項にありましたように、調査員に調査の観点を示して、調査委員が各教科書の特徴を調べることになります。この選定会議で細かく教科書の特徴を調べるのではなく、調査員に調べてもらって、その報告を受けて、議論していきます。その観点についてまず確認したいと思うのですが、事務局から補足をしていただければと思いますが、いかがですか。

【資料4、5について】

それでは、調査研究の観点について、確認させていただきます。

資料4と資料5をお出しください。

こちらは、昨年度の選定資料です。本年度版はまだ県から届いておりませんが、最後のページにございます「調査研究の5つの観点」、こちらは、本年度の県の採択基本方針、資料1-1と同じです。そこで、府中市もこの5つの観点を使います。府中市が特に力を入れている「小中一貫教育9年の視点」であるとか、社会に開かれた教育課程、例えば、「地域課題等を踏まえた内容の示し方」は、既に学習指導要領に謳われていますので、観点3の「内容の構成・配列・分量」の視点ととらえさせていだたき、新しく調査項目は設けませんので、ご了承いただきたいと考えております。また、主体的な学びの創造を目指し、県教育委員会が観点2に設定した「主体的に取り組む工夫」については、府中市といたしましても、十分調査をしていただきたい観点です。

なお、県から届く選定資料に基づいた府中市の調査研究の観点については、次回の選定委員会で配付させていただきます。

それではここで、今後の日程を説明いたします。資料1-4をご覧ください。流れになっております。基本方針を受け、府中市教育委員会教育長から、本日の第1回選定委員会において諮問を受けました。

この後の協議で調査研究の観点を決定し、調査員へ提示していただくことになります。 調査員は6月中旬から調査研究を行い、7月中旬の第2、第3回の選定委員会で報告 書を提出します。それを受けて、第4回の選定委員会の開催となります。

選定委員会は、審議を経て、答申を作成していただき、教育委員会議において採択していただく運びとなります。

以上で説明を終了します。

小川会長:

それでは、まず、調査の観点について、先ほど資料4の3ページの四角の枠に5つの観点についてです。府中市で進めている小中一貫教育については観点③、それと、主体的な学びを深めていくという、新しい学習指導要領の基で、中心的な部分については観点②でという説明でした。この5つの観点で、調査員に調査を進めてもらうということですが、質問やご意見はいかがでしょうか。

小川会長:1つ質問してもいいですか。

事務局:はい。

小川委員:

府中市では、もう1つ、コミュニティ・スクールの推進ということで、教育の充実に おいて、社会に開かれた教育課程を進めていますが、先ほど説明にもありましたが、も う少し具体的に説明していただけますか。

事務局:

観点の③ですね。例えば、地域課題等を踏まえた内容の示し方の記載が考えられます。 家庭科調理では、この教材は地域の食材とどのように関連づけさせることができるかと いう見出しがあるのも1つの例です。このような具体なども入れていただきたいと考え ております。

小中一貫の視点も、社会に開かれた教育課程についてもですが、具体的に調査委員に 説明しておかないと、府中市の特徴を漏らす可能性もありますので、説明したうえで、 観点③については調査をしていただきます。

小寺副会長:確認ですが、観点①~⑤がありますね。前回も観点⑤まででしたかね。違いはありますか。

事務局:②は前回は学習方法の工夫でした。

小寺副会長:あとは一緒ですか。

事務局:

はい。観点⑤である「言葉の力」については、県でも力を入れているため、府中市同じように捉えていますが、特に府中市の特徴である観点③と新しく観点が変更された観点②について重点的に調査をしていただきたいと考えております。

小寺副会長: 主体的に学習に取り組むというのは、方法論的なものでよろしいですか。

事務局:はい。

小川会長:よろしいでしょうか。

委員:はい。

小川会長:それでは、5観点のうち、観点②③を重要視しながら調査研究を進め行きま

す。

事務局からお願いします。

事務局:今後の日程について説明

小川会長:以上で第1回選定委員会を終了します。

府中市教科用図書採択地区選定委員会

会	長	印
副会	: 長	印
選定	委員	 印
選定名	5 昌	钔